

# ○ 鈴鹿工業高等専門学校専攻科の修了認定に関する規則

平成16年9月6日  
規則第68号

最終改正令和7年3月13日

## 鈴鹿工業高等専門学校専攻科の修了認定に関する規則

(趣旨)

第1条 独立行政法人国立高等専門学校鈴鹿工業高等専門学校（以下「本校」という。）専攻科（以下「専攻科」という。）の修了認定に関する事項は、この規則の定めるところによる。

2 前項にかかわらず、本校学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）第4条第3項第4号に規定する先端融合テクノロジー連携教育プログラムコースの修了認定に関する事項は、別に定める。

(修了認定)

第2条 専攻科の修了認定は、別に定める学習・教育到達目標の達成度評価基準を満たしている者のうち、学則（第4条第4項に規定する主たるコース（以下「主コース」という。）を修了した者に対して行う。主コースの修了認定は、専攻科に2年以上在学し、次表に定める単位数を修得している者に対して行う。

区 分		修得単位数	備 考
教養科目	必修	6単位	
	選択	2単位以上	
コース共通科目	必修	14単位	
	選択	2単位以上	
専門展開科目	必修	20単位	
	コース必修	2単位	
	選択	8単位以上	
合 計		62単位以上	

第3条 主コース以外のコースの修了認定は、前条の規定を満たす者のうち、専攻科授業科目の履修及び単位修得に関する規則第13条に規定する授業科目を8単位修得している者に対して行う。

第4条 第2条及び第3条の修了認定は、専攻科の授業科目担当教員で組織する修了認定会議の意見を聞いて、校長がこれを行う。

第5条 校長は、第2条の規定を満たす者に対し、所定の修了証書を授与する。

(コース変更)

第6条 教育課程表の変更を伴う主コースの変更は、専攻科長が主宰する会議の審議を経て、教務委員会へ報告することとする。

附 則

この規則は、平成24年2月6日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年2月25日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。2 改正後の規則は、平成29年度専攻科入学生から適用し、平成28年度以前専攻科入学生については、なお従前による。

附 則

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

2 改正後の規則は、令和2年度専攻科入学生から適用し、平成31年度以前専攻科入学生については、なお従前による。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。